

◎新潟県議会訓令第2号

県議会事務局

新潟県議会事務局処務規程（昭和38年6月新潟県議会訓令第1号）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から実施する。

令和2年3月31日

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(規程の準用) 第12条 この規程に定めるもののほか、 <u>行政文書の管理</u> については、新潟県行政文書管理規程（令和2年3月新潟県訓令第5号）を、職員の服務については、新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号）を、公印の管理及び使用については、新潟県公印規程（昭和31年8月新潟県訓令第19号）を準用する。	(規程の準用) 第12条 この規程に定めるもののほか、 <u>文書の処理及び作成</u> については、新潟県文書規程（昭和60年3月新潟県訓令第2号）を、職員の服務については、新潟県職員服務規程（昭和35年3月新潟県訓令第6号）を、公印の管理及び使用については、新潟県公印規程（昭和31年8月新潟県訓令第19号）を準用する。